

放送と著作権

1. 放送番組の成り立ち ～放送番組づくりは「借り物競争」～

放送番組には「放送局の権利」と「著作権者・著作隣接権者の権利」が含まれている。

従って、放送以外の利用にあたっては、放送局および諸権利者の許諾が必要。

* 放送番組に含まれる権利対象物など

使用する著作物		権利の内容
小説、随筆、論文 詩歌、講演 など		・ 原作者の「複製権」 「公衆送信権（放送権）」「翻案権」「著作者人格権」
放送脚本（台本）		・ 脚本家の「複製権」 「公衆送信権（放送権）」「翻案権」「著作者人格権」
音 楽	既成音楽（楽曲）	・ 作詞家、作曲家、編曲家、訳詞家の 「公衆送信権（放送権）」「複製権」「著作者人格権」
	レコード（音源）	・ 実演家・レコード製作者の 「二次使用料請求権」「複製権」
実演		・ 俳優、歌手、落語家、モデル、一般人などの 「録音・録画権」「放送権」「実演家人格権」
絵画、写真、彫刻、 漫画、地図、デザイン、 模型 など		・ 画家、写真家などの 「複製権」「公衆送信権（放送権）」「著作者人格権」
映画、映像素材		・ 映画製作者の「複製権」「公衆送信権（放送権）」 ・ 監督、カメラマンなどの「著作者人格権」 ・ 原作者、脚本家、作詞・作曲家などの「複製権」「公衆送信権（放送権）」
その他		・ 出演者の「肖像権」 ・ イベント主催者の「興行権」「会場管理権」 ・ 著作物の所有者の「管理権」など

2. 自治体や学校での放送番組の二次利用

- ・ 放送番組は一番身近なコンテンツ。しかし、放送以外の利用にあたっては、さまざまな権利処理が必要になる。
- ・ 自治体広報番組の二次利用／公立図書館でのライブラリー化／学校での利用などに関しては、必要に応じて**地元の放送局にご相談を**。
- ・ インターネット上には、違法にアップロードされた侵害コンテンツが存在している場合もありますが、こうした侵害コンテンツを利用しないようにご注意ください。

以 上